

7山日漁調指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、曲建網漁業の漁具及び漁法の制限について、次のとおり指示する。

令和7年6月13日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会長 中島 均

1 指示する内容

(1) 曲建網漁業の漁具、漁法の制限

- ア 敷設する漁具の規模は、浮子方総延長450メートル以下(垣網を含む。)のものでなければならない。
- イ 漁具は、P型(の字型)又は傘型に屈曲して敷設しなければならない。
- ウ 漁具は、一潮以上移動しないようにしなければならない。
- エ 投網及び揚網は、日没から日の出までの間に行ってはならない。
- オ 火光等を利用して、威嚇して操業してはならない。
- カ 操業の休止又は漁場の移動のために漁具を撤去する場合は、身網と同時に垣網も撤去しなければならない。

(2) 制限する海域

山口県日本海海区

2 指示の有効期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで